

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石川県知事

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法、住宅地区改良法及び石川県県営住宅条例に基づく公営住宅及び改良住宅の管理に必要な事務を行う。
③システムの名称	県営住宅総合管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅総合管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の27の項及び52の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項及び76の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第55条及び第78条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木部建築住宅課
②所属長の役職名	土木部建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎16階 石川県土木部建築住宅課 住宅管理グループ 076-225-1776

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年11月25日時点	平成28年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	未定	事後	現時点では情報連携の必要性が乏しいため
平成29年5月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	土木部建築住宅課長 竹内 正人	土木部建築住宅課長 熊田 康也	事後	人事異動による所属長変更
平成29年5月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	土木部建築住宅課長 熊田 康也	土木部建築住宅課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎16階 石川県土木部建築住宅課 住宅管理グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎16階 石川県土木部建築住宅課 住宅管理グループ 076-225-1776	事後	電話番号を追加
令和1年6月21日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	IVリスク対策			事後	様式変更
令和2年7月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二の31の項及び54の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条及び第28条	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の31の項及び54の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条及び第28条	事前	9月1日施行の番号法の改正に伴う修正
令和4年7月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	記載した事項の見直しによる修正
令和4年7月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和5年7月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和5年7月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項及び 35の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第18条及び26条	番号法第9条第1項 別表の27の項及び52の 項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第18条及び26条	事後	5月27日施行の番号法施行令 の一部を改正する政令等に伴 う修正
令和6年7月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二の31の項及 び54の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第22条及び第28条	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の31の項及 び54の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第22条及び第28条	事後	5月27日施行の番号法施行令 の一部を改正する政令等に伴 う修正